

日専連カード会員規約一部改訂のお知らせ

2025年1月15日をもって日専連カード会員規約を改訂

改訂前	改訂後
<p>第1条（会員資格）～第6条（期限の利益の喪失）（略）</p> <p>第7条（ご利用明細書）</p> <p>(1)当社は、会員の利用明細、分割支払金、利用残高等を原則として利用翌月中に「ご利用明細書」として、会員の届出住所へ郵送または他所定の方法により通知いたします。なお、当社所定の手続きがとられた場合には、当社は当該ご利用明細書に代えて、電子メールの送信または電磁的な方法により当該ご利用明細書の記載事項を提供することができるものとします。</p> <p>(2) (新規に規定)</p>	<p>第1条（会員資格）～第6条（期限の利益の喪失）（略）</p> <p>第7条（ご利用明細）</p> <p><u>(1)当社は、会員に対し、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や支払額その他カード利用に関連する事項の明細（割賦販売法第30条の2の3第1項から第3項に基づき提供する情報を含み、以下「ご利用明細」という。）を、電磁的記録の提供の方法（「eニッセンレン」により提供する方法とする。）によって通知・提供します。当社は明細の内容が確定した後速やかに、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）を会員が届け出たEメールアドレス宛に送信します。但し、対象となる月にカード利用がなく、かつ直近の約定支払日における支払額が0円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。</u></p> <p><u>(2)当社は、会員が各月の9日までに「eニッセンレン」への有効な利用登録を行っていない場合には、会員がご利用明細の内容が記載された書面（以下「ご利用明細書」という。）の交付を求めたものとみなし、ご利用明細書を会員の届出住所宛に送付します。「eニッセンレン」への利用登録を行っている会員がご利用明細書の交付を求めた場合にも、これと同様とします。なお、年会費のみの支払いの場合等、ご利用明細書の送付を行わない場合があります。当社が会員にご利用明細書を送付した場合、会員は当社に対しご利用明細書の発行および送付に係る手数料（以下「明細書発行手数料」という。）として当社が公表する額を、ご利用明細書を送付した月の約定支払日に支払うものとします。但し、当社が公表する事由に該当する場合には、会員は明細書発行手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当社は会員が明細書発行手数料の支払義務を負わない事</u></p>

改訂前	改訂後
<p style="text-align: center;">(新規に規定)</p> <p>第 8 条 (費用等の負担) (1)~(7) (略)</p> <p>(8)会員は、当社が第 7 条(1)に規定するご利用明細書を送付した場合、所定の発行手数料を支払うものとします。ただし、当該月の請求が法令に基づく交付義務の対象となるご利用分が含まれる場合、又は当社が別途定める条件に該当する場合は、無料とするものとします。</p> <p>第 9 条 (カードの盗難・紛失) ~ 第 22 条 (規約の変更) (略)</p> <p>ショッピングに関する規約</p> <p>第 23 条 (カードのショッピング利用) (1)~(2) (略)</p> <p>(3)当社または加盟店が特に定める金券類等の一部の商品・権利・サービスについては、カードショッピングの利用が制限され、又は利用ができない場合が</p>	<p>由を変更する場合がありますが、その場合には事前に公表または通知します。</p> <p><u>(3)当社が会員に対して第 1 項に基づき明細確定通知を送信したとき、または前項に基づきご利用明細書を送付したときは、会員は速やかにご利用明細の内容が、会員のカード利用の内容と整合していないものがないか、また会員以外の第三者によるカード利用が含まれていないか、ご利用明細を閲覧するなどして確認するものとし、それらの事由があった場合には、直ちに当社に対して届け出るものとします。</u></p> <p>第 8 条 (費用等の負担) (1)~(7) (略)</p> <p>(8)当社は、本規約に定める各種手数料、費用等の金額を変更する場合があります。当社は各種手数料、費用等を変更する場合には、事前に公表するか、または会員に通知します。</p> <p>第 9 条 (カードの盗難・紛失) ~ 第 22 条 (規約の変更) (略)</p> <p>ショッピングに関する規約</p> <p>第 23 条 (カードのショッピング利用) (1)~(2) (略)</p> <p>(3)当社または加盟店が特に定める金券類等の一部の商品・権利・サービスについては、カードショッピングの利用が制限され、又は利用ができない場合が</p>

改訂前	改訂後
<p>あります。又、カードの利用に際して、利用金額、商品、権利、サービスの種類によっては、当社又は JCB、三菱 UFJ ニコスの承認が必要となる場合があります。この場合、加盟店が当社又は JCB、三菱 UFJ ニコスに対して照会するものとし、会員はこれをあらかじめ承認するものとし、<u>なお会員が日本国外でカードを利用した場合、加盟店の所在する国の現地通貨建てでおこなうものとし、その利用代金の円換算は、JCB、三菱 UFJ ニコス所定の換算方法により、日本円にて請求することとします。この場合の支払いは原則一回払いとします。</u></p>	<p>あります。又、カードの利用に際して、利用金額、商品、権利、サービスの種類によっては、当社又は JCB、三菱 UFJ ニコスの承認が必要となる場合があります。この場合、加盟店が当社又は JCB、三菱 UFJ ニコスに対して照会するものとし、会員はこれをあらかじめ承認するものとし、<u>(削除)</u></p>
<p>(4)～(11) (略)</p>	<p>(4)～(11) (略)</p>
<p>第 24 条 (ショッピング利用代金の支払)</p>	<p>第 24 条 (ショッピング利用代金の支払)</p>
<p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(1)～(5) (略)</p>
<p>(新規に規定)</p>	<p><u>(6)会員が国外でカードを利用した場合等の会員の外貨建債務については、会員が利用するカードの国際ブランド (JCB および Visa をいう。以下同じ。) において売上処理を行った時点 (会員がカードを利用した日とは異なる場合があります。) における国際ブランドが定める外国為替レートを基準として当社所定の手数料を加算した換算レートにより円換算した円貨により、会員は当社に対してカード利用代金を支払うものとし、換算レートおよび換算方法は別途当社が公表したものによるものとし、</u></p>
<p>(新規に規定)</p>	<p><u>(7)会員が国外でカードを利用した場合であっても、会員が加盟店において、カードショッピングの利用代金額につき、外貨建の利用代金額のほかに、または外貨建の利用代金額に代えて、円貨建の利用代金額の提示を受けて、会員が円貨建の利用代金額を選択した場合には、会員が加盟店において提示を受けた円貨建の金額がカードショッピングの利用代金額となります。この場合、本条第 6 項の適用はありません。なお、加盟店が会員に対して円貨建の利用代金額を提示す</u></p>

改訂前	改訂後
<p style="text-align: center;">(新規に規定)</p> <p>第 25 条 (保険・継続的支払サービス) ～第 37 条 (収入証明書の提出) (略)</p>	<p>る際に適用される、外貨から円貨への換算レートは、各加盟店が独自に定めるレートであり、国際ブランドおよび当社が定める換算レートとは異なります。</p> <p><u>(8)カード利用代金の返金等がなされる場合、国際ブランドにおいて返金処理を行った時点における換算レートが適用される場合があります。</u></p> <p>第 25 条 (保険・継続的支払サービス) ～第 37 条 (収入証明書の提出) (略)</p>